鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付要綱

制定　平成２７年９月２日付第２０１５０００８０６００号
最終改正　令和８年１０月２９日付第２０２６００１８３７６８号
鳥　取　県　福　祉　保　健　部　長　通　知

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた介護施設等の整備及び介護従事者の確保に関する事業を支援することにより、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　県は、前条の目的の達成に資するため、平成２６年９月１２日付老発０９１２第１号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づいて行う別表１の第２欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第３欄に掲げる者及び別表２の第２欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第３欄に掲げる者に対し本補助金の額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、次により算定した額以下とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）補助事業にあっては、総事業費から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額、当該補助事業に要する別表１の第４欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「実支出額」という。）と同表の第５欄に掲げる額を比較していずれか低い額に同表の第６欄に定める率を乗じて得た額とする。

（２）間接補助事業にあっては、総事業費から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額、当該間接補助事業に要する別表２の第４欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「間接実支出額」という。）と同表の第５欄に掲げる額を比較していずれか低い額に同表の第６欄に定める率を乗じて得た額とする。

３　鳥取県産業振興条例（平成２３年鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、補助事業及び間接補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（流用の禁止）

第４条　別表１の第２欄及び別表２の第２欄に掲げるそれぞれの事業の間においては、経費の流用をしてはならない。

（交付申請の時期等）

第５条　本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、別表１の第８欄及び別表２の第８欄に掲げるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第３条第２項の規定にかかわらず、実支出額及び間接実支出額に代わり仕入控除税額を含む補助対象経費及び間接補助対象経費の額から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額を用いて算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第６条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から３０日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第４号によるものとする。

３　知事は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第７条　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第３条第１項に規定する間接補助金（以下、単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第１２条（第４項を除く。）、第１３条から第１４条まで、第１６条第２項後段、第１７条、第２５条及び第２６条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第２号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第３号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第８条　規則第１２条第１項の知事が別に定める変更は、次の表のとおりとする。

別表１及び別表２ 介護施設等の整備に関する事業	本補助金の増額及び２割を超える減額以外の変更
別表１ 介護従事者の確保に関する事業	本補助金の増額以外の変更

２　第６条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第９条　補助事業者は、第７条の規定により付した規則第１２条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第２号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

２　第６条第１項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

３　補助事業者は、第１項に規定する条件に基づき、規則第１２条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の別に定める変更を定めるに当たっては、交付決定額の増額及び２割を超える減額の変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（遂行状況報告）

第１０条　本補助金の事業遂行状況報告については、様式第５号により毎年度１２月末現在の状況を翌月１０日までに知事に報告しなければならない。

２　前項の事業は、別表１の第７欄及び別表２の第７欄に〇印を付したものとする。

（指示等の報告）

第１１条　補助事業者は、第７条の規定により付した規則第１３条又は第１６条第２項後段の規定に準じた内容の条件に基づき間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第１２条　規則第１７条第１項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）規則第１７条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助事業及び間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から３０日を経過する日

（２）規則第１７条第１項第３号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月３０日

２　規則第１７条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、別表１の第９欄及び別表２の第９欄に掲げるものとする。

３　規則第１７条第３項の報告書は、様式第６号によるものとする。

４　補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額及び間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

５ 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第７号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第１３条　補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（処分を制限する財産等）

第１４条　規則第２５条第２項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

２　規則第２５条第２項第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は３０万円以上）の機械及び器具

（２）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

３　第６条第１項の規定は、規則第２５条第２項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）
第１５条　補助事業者は、第７条の規定により付した規則第２５条第２項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
２　第６条第１項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
３　補助事業者は、第１項に規定する条件に基づき、規則第２５条第２項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
４　補助事業者は、第１項に規定する条件に基づき、規則第２５条第２項第４号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
（１）　取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具
（２）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（財産の処分に係る補助金の返還）
第１６条　補助事業者が規則第 25 条第２項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（間接的な財産の処分に係る補助金の返還）
第１７条　補助事業者が前条第１項の規定に基づき、財産の処分の承認をしようとする場合において、知事が補助事業者に対し、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより間接補助事業者が得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（収益納付）
第１８条　補助事業者は、補助事業及び間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、第１４条第１項に規定する期間後に処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から１か月以内に知事にその旨を報告しなければならない。
２　前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）
第１９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則
１　この要綱は、平成２７年９月２日から施行し、平成２７年度事業から適用する。
２　平成２７年７月１日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、平成２７年７月７日に策定した医療介護総合確保推進法に基づく鳥取県計画（以下「計画」という。）において実施することが計画されている事業、知事が認める事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。

附 則
この要綱は、平成２８年４月１０日から施行し、平成２８年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年６月２１日から施行し、平成２８年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年６月５日から施行し、平成２９年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年６月４日から施行し、平成３０年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年７月１８日から施行し、平成３０年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１６日から施行し、平成３０年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年６月２６日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年７月６日から施行し、令和２年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年３月４日から施行し、令和２年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年３月２６日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年３月２９日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年８月３日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１２日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年１２月２２日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年３月３０日から施行し、令和４年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年１０月１９日から施行し、令和５年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年５月１日から施行し、令和６年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月５日から施行し、令和６年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年５月２０日から施行し、令和７年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年１１月１８日から施行し、令和７年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年５月１１日から施行し、令和８年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月５日から施行し、令和８年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２９日から施行し、令和８年度事業から適用する。

別表1（第3条、第4条、第5条、第8条、第12条、第14条、第16条関係）

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	遂行状況報告	申請添付書類	実績添付書類
介護施設等の整備に関する事業	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（定員30名以上））	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	1,510千円／定員数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号
	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。））（定員30名以上）	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	5,960千円／定員数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－2号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－2号 ・様式第3号
	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業							
	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員30名以上））	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費（※1）を含む。）、報酬（最大6ヶ月間を上限とする。）、給料（最大6ヶ月間を上限とする。）、職員手当等（最大6ヶ月間を上限とする。）、共済費（最大6ヶ月間を上限とする。）、賃金（最大6ヶ月間を上限とする。）、旅費、役務費、委託料又は工事請負費（※1）	1,120千円／定員数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号
	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置に限る）（定員30名以上））	第2欄に掲げる事業を実施する事業者		5,610千円／施設数				
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員30名以上））（小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員29名以下））	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。	561千円／定員数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号
	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業							
	既存施設のユニット化改修（介護老人保健施設）	第2欄に掲げる改修を実施する事業者	第2欄に掲げるユニット化改修に係る経費（工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2））（※3）	①個室→ユニット化改修：1,600千円／整備床数 ②多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化改修：3,190千円／整備床数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－3号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－3号 ・様式第3号
	既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 （各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする）	第2欄に掲げる改修を実施する事業者	既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に係る経費（工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2））（※3）	976千円／整備床数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－4号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－4号 ・様式第3号
	介護施設等の看取り環境の整備（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員30名以上）	第2欄に掲げる改修を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の整備のための改修に係る経費（工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2））（※3） 設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費（※1）を含む。）	4,670千円／1施設	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－5号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－5号 ・様式第3号
	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業							
	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の実施に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	簡易陰圧装置：5,760千円／1台（知事が認めた台数）（定員数を上限とする）	1／3	○	・様式第1号 ・様式第2－2－6号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－6号 ・様式第3号
	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者		①ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援：1,340千円／1箇所 ②従来型個室・多床室のゾーニング経費支援：7,990千円／1箇所 ③家族面会室の整備等経費支援：4,670千円／施設・事業所	1／3	○		
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の実施に必要な工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	1,320千円／定員数	1／3	○		
	介護職員の宿舎施設整備事業（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム）	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1／3 ※外国人職員専用宿舎の場合は1/10上乗せ（上限20,000千円）（※4）	○	・様式第1号 ・様式第2－2－7号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－7号 ・様式第3号

【※】 1 工事請負費は、県内事業者が施行したもの、委託費は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
2 工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2．6%に相当する額を限度額とする。
3 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
4 宿舎の一部を外国人専用とする場合は、合理的な方法により補助対象経費を按分して、補助率を乗じる。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	遂行状況報告	申請添付書類	実績添付書類
介護従事者の確保に関する事業								
（1）参入促進	A. 地域における介護のしごと魅力発信事業	・一般社団法人山陰言語聴覚士協会（鳥取県言語聴覚士会） ・一般社団法人鳥取県介護福祉士会 ・一般社団法人鳥取県作業療法士会 ・一般社団法人鳥取県理学療法士会 ・公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部 ・公益社団法人鳥取県看護協会 ・公益社団法人日本認知症グループホーム協会鳥取県支部 ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 ・鳥取県介護支援専門員連絡協議会 ・鳥取県社会福祉施設経営者協議会 ・鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会 ・鳥取県内の市町村及び南部箕蚊屋広域連合 ・鳥取県民間介護事業者協議会 ・鳥取県老人福祉施設協議会 ・鳥取県老人保健施設協会 ・鳥取社会福祉専門学校	第1欄に掲げる事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、備品購入費（ただし、10万円以下の備品とする。）、負担金、補助及び交付金。 ただし、第5欄の①及び②に掲げる取組に係る人件費（報酬、給料、共済費、賃金）については27万円とし、旅費のうち講師宿泊費は職員の旅費等に関する条例（昭和27年鳥取県条例大40号）に準じて算定した額とする。	①地域住民等に対する介護や介護の仕事の普及啓発を行う取組は、1,000千円以内で鳥取県知事が必要と認めた額とする。 ②知識や技術を学ぶ研修会等を開催する取組は、1,000千円以内で鳥取県知事が必要と認めた額とする。なお、実施にあたっては、参加者から受講料を徴収すること。 ③その他の取組は、鳥取県知事が必要と認めた額とする。	10／10	－	・様式第1号 ・様式第2－1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－1号 ・様式第3号
	B. 若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業							
	C. 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業							
	D. 介護未経験者に対する研修等支援事業							
	E. 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業							
	F. 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業							
	G. 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業							
（2）資質の向上	H. 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業							
	I. 潜在介護福祉士等の再就業促進事業							
	J. 権利擁護人材育成事業							
	K. 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業							
	L. 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業							
（3）労働環境・処遇の改善	M. 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業							
	N. 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業							

別表2（第3条、第4条、第5条、第8条、第12条、第14条、第15条、第16条関係）

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	間接補助事業	事業実施主体	間接補助対象経費	基準額	補助率	遂行状況報告	申請添付書類	実績添付書類
介護施設等の整備に関する事業	地域密着型サービス等整備助成事業							
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	第2欄に掲げる施設を整備する事業者	第2欄に掲げる施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	5,960千円／整備床数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－3－1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－3－1号 ・様式第3号
	認知症高齢者グループホーム又は小規模多機能型居宅介護事業所との合築・併設を行う場合に限る。			5,960千円に1.05を乗じた額／整備床数				
	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 （いずれも空き家を活用した整備を除く。）			44,700千円／1施設				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			7,900千円／1施設				
	認知症対応型デイサービスセンター （空き家を活用した整備に限る。）			11,900千円／1施設				
	介護予防拠点			11,900千円／1施設				
	介護医療院（定員29名以下）			74,600千円／1施設				
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員29名以下）			5,960千円／整備床数				
	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業							
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	第2欄に掲げる施設を開設する事業者	第2欄に掲げる施設の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費（※1）を含む。）、報酬(最大6ヶ月間を上限とする。)、給料(最大6ヶ月間を上限とする。)、職員手当等(最大6ヶ月間を上限とする。)、共済費(最大6ヶ月間を上限とする。)、賃金(最大6ヶ月間を上限とする。)、旅費、役務費、委託料又は工事請負費（※1）	1,120千円／定員数 （小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。）	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－3－1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－3－1号 ・様式第3号
	認知症高齢者グループホーム							
	小規模多機能型居宅介護事業所							
	看護小規模多機能型居宅介護事業所							
	介護付きホーム（定員29名以下）（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）							
	介護医療院（定員29名以下）							
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員29名以下）							
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			18,800千円／施設数				
	介護付きホーム（定員30名以上）（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			1,120千円／定員数				
	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置に限る）（定員30名以上））			5,610千円／施設数				
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（定員29名以下の地域密着型施設等）（地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。	561千円／定員数				
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（定員30名以上の広域型施設等）（特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。	561千円／定員数				
	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（介護老人保健施設（定員30名以上））	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	1,510千円／定員数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－3－2号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－3－2号 ・様式第3号
	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業							
	既存施設のユニット化改修（介護老人保健施設）	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げるユニット化改修に係る経費（工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2））（※3）	①個室→ユニット化改修：1,600千円／整備床数 ②多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化改修：3,190千円／整備床数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－3－3号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－3－3号 ・様式第3号
	介護施設等の看取り環境の整備（看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム）	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の整備のための改修に係る経費（工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2））（※3） 設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費（※1）を含む。）	4,670千円／1施設	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－3－4号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－3－4号 ・様式第3号

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	間接補助事業	事業実施主体	間接補助対象経費	基準額	補助率	遂行状況報告	申請添付書類	実績添付書類
介護施設等の整備に関する事業	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業							
	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の実施に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	簡易陰圧装置:5,760千円／1台(知事が認めた台数)(定員数を上限とする)	1／3	○	・様式第1号 ・様式第2－3－5号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－3－5号 ・様式第3号
	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者		従来型個室・多床室のゾーニング経費支援:7,990千円／1箇所				
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の実施に必要な工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	1,320千円／定員数				
	介護職員の宿舎施設整備事業(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、認知症高齢者グループホーム)	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1／3 ※外国人職員専用宿舎の場合は1/10上乗せ(上限20,000千円)(※4)	○	・様式第1号 ・様式第2－3－6号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－3－6号 ・様式第3号

【※】1 工事請負費は、県内事業者が施行したもの、委託費は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
2 工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2．6%に相当する額を限度額とする。
3 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
4 宿舎の一部を外国人専用とする場合は、合理的な方法により補助対象経費を按分して、補助率を乗じる。

様式第１号（第５条、第１２条関係）

年度鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）
事業の実施に要する経費に関する調書（精算額算出内訳）

（申請者名）

事業分類	事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入の額 (B)	差引額 (C)	補助対象経費 (D)	交付基礎額 (E)	交付所要額 (G)	受入済額（実績時のみ） (H)	差引過△不足額（実績時のみ） (G)－(H)	備考
			円	円	円		千円	千円	千円	
合　計										

・他の補助金の活用の有無　※	有　・　無			
・有の場合、他に活用する補助金名				
・上記補助金の事業内容				
・上記補助金に係る問合せ先	（所管している部署名や団体名）		（連絡先）	
・消費税の取り扱い　※	一般事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者			

※　いずれかに〇印をつけること

（作成要領）

１　「事業分類」欄には、別表１の第１欄又は別表２の第１欄に掲げる事業分類を記載すること。

２　「事業区分」欄には、別表１の第２欄又は別表２の第２欄に掲げる補助事業又は間接補助事業を記載すること。

３　「補助対象経費」(D)欄には、別表１の第５欄又は別表２の第５欄に定める基準額と別表１の第４欄又は別表２の第４欄に掲げる対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を記入すること。

４　「交付基礎額」(E)欄には、「差引額」（C)と補助対象経費（D)を比較して少ない方の額を記入すること。

５　「交付所要額」（G欄）には、「交付基礎額」（E欄）に別表１の第６欄又は別表２の第６欄に定める率を乗じた額を記入すること。

様式第２－１号（第５条、第１２条関係）

年度　介護従事者の確保に関する事業計画（報告）書

（申請者名）

事業の名称　※１			
対象事業　※２ （交付要綱別表１の第１欄及び第２欄）	事業分類		
	補助事業		
事業種別　※３ （交付要綱別表１の第５欄）	（１）地域住民等に対する介護や介護の仕事の普及啓発事業（補助金1,000千円以内）		
	（２）知識や技術を学ぶ研修会等の開催事業（補助金1,000千円以内）		
	（３）その他の事業		

※１　事業の内容がわかる名称を付けてください。

※２　プルダウンより選択してください。

※３　該当する番号に○を付けてください。

１．事業計画（報告）

（１）事業の実施（予定）期間	年　月　日 ～　年　月　日
（２）事業の目的及び効果 （成果及び課題）	
（３）事業の概要	
（４）その他	

（注）別途資料等がある場合は添付すること。

２．支出予定（支出）額積算内訳

経費区分	対象経費の支出予定（支出）額（単位：円）	うち補助対象となる経費の支出予定（支出）額（単位：円）	積算内訳（補助対象経費についてのみ記入してください。）
【人件費】 報酬 給料 共済費 賃金 （小計）			
【人件費以外】 報償費 旅費 需用費 食糧費 消耗品費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 広告料 手数料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金、補助及び交付金 （小計）			
合　計			

（注）委託料は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と必要と認めた場合については、この限りでない。

（注）事業報告の際は、支出額の根拠となる書類及び支払いを証明する書類を添付すること。

様式第２－２－１号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書
【介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業用】

１　介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

（１）大規模修繕・耐震化整備施設の概要

ア　施設区分

イ　施設の名称及び所在地

ウ　事業の目的及び効果

エ　運営主体

オ　定員

カ　事業開始（予定）年月日

キ　事業完了（予定）年月日

（２）（参考）創設を行う介護施設等の概要

ア　施設区分

イ　施設の名称及び所在地

ウ　事業の目的及び効果

エ　運営主体

オ　定員

カ　事業開始（予定）年月日

キ　事業完了（予定）年月日

２　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

（１）対象施設の概要

ア　施設区分

イ　施設の名称及び所在地

ウ　事業の目的及び効果

エ　運営主体

オ　定員

カ　開設年月日

キ　準備期間

３　事業計画（実績）

ア　経費内訳

（ア）主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（イ）工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（ウ）その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

小　計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（エ）開設準備経費　　円

合　計　　円

イ　財源計画（実績）

（ア）県補助金　　円

（イ）〇〇負担（補助）金　　円

（ウ）設置者負担金　　円

（内訳）自己資金　　円

寄附金　　円

合　計　　円

ウ　施工計画（実績）

（ア）直営・請負の別

（イ）契約年月日

（ウ）着工年月日

（エ）竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

※県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－２－２号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書
【災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備用】

１　事業の概要

（１）名称

（２）所在地

移転前：（災害レッドゾーン）

移転後：

（３）種別

移転前：

移転後：

（４）事業の目的及び効果

（５）設置主体及び経営主体

（６）入所（利用）定員

移転前：＿＿＿＿＿名

移転後：＿＿＿＿＿名

２　施設整備費に係る事業計画

（１）施設の規模及び構造

ア　敷地面積　＿＿＿＿㎡

イ　敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）※該当へ○を記載

ウ　建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿㎡、延床面積　＿＿＿＿㎡

※既存建物を有効活用して施設整備を実施する場合は、整備前と整備後のそれぞれの建築面積、延床面積を記入すること。

エ　建物の構造＿＿＿＿＿造　＿＿＿階建て

（２）整備費内訳

ア	建築主体工事費	円
イ	解体撤去工事費	円
ウ	造成工事費	円
エ	工事事務費	円
	合　　計	円

※補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は理由を記載すること。

（理由）

（３）財源内訳

ア　県補助金　　円

イ　○○負担（補助）金　　円

ウ　設置者負担金　　円

（内訳）自己資金　　円

寄附金　　円

エ　合　　計　　円

（４）施工計画

ア　直営・請負の別

イ　契約年月日

ウ　着工年月日

エ　竣工年月日

オ　事業開始年月日

（添付資料）

・見積書（設計監理・主体工事）

・工程表

・関係図面の写し（配置図、移転改築前・後の平面図等）

・各室ごとの面積表

※主体工事に補助対象外の事業整備が含まれる場合は補助対象と補助対象外部分を按分した面積表を添付すること。

・移転改築前が災害レッドゾーン内、移転改築後が災害レッドゾーン外であることが確認できる資料

・県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－２－３号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書
【既存施設のユニット化改修用】

１　事業の概要

（１）事業計画の名称

（２）事業の目的及び効果

（３）施設の種別、名称及び所在地

（４）設置主体及び経営主体

（５）施設の定員

（６）改修区分　※いずれかに○をしてください。

（　個室→ユニット化　・　多床室（ユニット型個室的多床室を含む）→ユニット化　）

２　事業計画

（１）施設の規模及び構造

（ア）建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿＿＿㎡、延面積　＿＿＿＿＿＿㎡

（イ）建物の構造　　（＿＿＿＿＿＿造）

（ウ）整備床数　　改修前（多床室＿＿＿＿＿＿床、個室＿＿＿＿＿＿床）

改修後（多床室＿＿＿＿＿＿床、個室＿＿＿＿＿＿床）

（エ）ユニット数　　改修前（＿＿＿＿＿＿ユニット）

改修後（＿＿＿＿＿＿ユニット）

（２）整備費内訳

ア　主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　小計（本体工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　合計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は理由を記載すること。

（理由）

（３）財源内訳

ア　県補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　○○負担（補助）金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

寄附金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　合　　計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（４）施工計画

ア　直営・請負の別

イ　契約年月日

ウ　着工年月日

エ　竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

・各室ごとの面積表

※主体工事に補助対象外の事業整備が含まれる場合は補助対象と補助対象外部分を按分した面積表を添付すること。

・ユニットの区分が確認できる資料

・県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－２－４号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書
【既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業用】

１　事業の概要
（１）事業計画の名称
（２）事業の目的及び効果
（３）施設の種別、名称及び所在地
（４）設置主体及び経営主体
（５）施設の定員

２　事業計画
（１）施設の規模及び構造
（ア）建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿＿＿㎡、延面積　＿＿＿＿＿＿㎡
（イ）建物の構造　　（＿＿＿＿＿＿造）
（ウ）整備床数　　（＿＿＿＿＿＿床）

（２）整備費内訳
ア　主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿円
イ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿円
ウ　小計（本体工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿円
エ　その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿円
オ　合計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は理由を記載すること。
（理由）

（３）財源内訳
ア　県補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿円
イ　○○負担（補助）金　＿＿＿＿＿＿＿＿円
ウ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿＿＿円
（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿＿＿円
寄附金　＿＿＿＿＿＿＿＿円
エ　合　計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（４）施工計画

ア　直営・請負の別

イ　契約年月日

ウ　着工年月日

エ　竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

・各室ごとの面積表

※主体工事に補助対象外の事業整備が含まれる場合は補助対象と補助対象外部分を按分した面積表を添付すること。

・県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－２－５号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書
【介護施設等の看取り環境の整備事業用】

１　事業の概要

（１）事業計画の名称

（２）事業の目的及び効果

（３）施設の種別、名称及び所在地

（４）設置主体及び経営主体

（５）施設の定員

２　事業計画

（１）施設の規模及び構造

（ア）建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿＿＿㎡、延面積　＿＿＿＿＿＿㎡

（イ）建物の構造　　（＿＿＿＿＿＿造）

（ウ）整備施設数　　（＿＿＿＿＿＿数）

（２）設備の内容及び金額

ア　　内訳

イ　　金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（３）整備費内訳

ア　主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　小計（本体工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　設備整備費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

カ　合計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は理由を記載すること。

（理由）

（４）財源内訳

ア　県補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　○○負担（補助）金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

寄附金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　合　　計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（５）施工計画

ア　直営・請負の別

イ　契約年月日

ウ　着工年月日

エ　竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

・県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－２－６号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書

【介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業用
（簡易陰圧装置の設置・ゾーニング環境等の整備・多床室の個室化）】

１　事業の概要

（１）事業計画の名称

（２）事業の目的及び効果

（３）施設の種別、名称及び所在地

（４）設置主体及び経営主体

（５）施設の定員数

２　事業計画

（１）施設の規模及び構造

（ア）建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿＿＿㎡、延面積　＿＿＿＿＿＿㎡

（イ）建物の構造　　（＿＿＿＿＿＿造）

（ウ）整備床数　　（＿＿＿＿＿＿床）

（２）整備費内訳

ア　主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　小計（本体工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　合計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は理由を記載すること。

（理由）

（３）財源内訳

ア　県補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　○○負担（補助）金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

寄附金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　合　　計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（４）施工計画

ア　直営・請負の別

イ　契約年月日

ウ　着工年月日

エ　竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

・県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－２－７号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書
【介護職員の宿舎施設整備事業用】

１　事業の概要

（１）事業計画の名称

（２）事業の目的及び効果

（３）宿舎を利用する職員が従事する施設の種別、名称及び所在地

（４）設置主体及び経営主体

（５）施設の定員

（６）宿舎の区分　※いずれかに○をしてください。

（　外国人職員専用　・　外国人職員専用ではない　）

２　事業計画

（１）宿舎の規模及び構造

（ア）建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿＿＿㎡、延面積　＿＿＿＿＿＿㎡

（イ）建物の構造　　（＿＿＿＿＿＿造）

（ウ）整備床数　　（＿＿＿＿＿＿床）

（２）整備費内訳

ア　主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　小計（本体工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　合計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は理由を記載すること。

（理由）

（３）財源内訳

ア　県補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　県補助金（上乗せ）　＿＿＿＿＿＿＿＿円　※外国人職員専用の場合

ウ　○○負担（補助）金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

寄附金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　合　計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（４）施工計画

ア　直営・請負の別

イ　契約年月日

ウ　着工年月日

エ　竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

・県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

・外国人専用宿舎の場合、外国人職員の入居見込みがわかる資料を添付すること。

様式第２－３－１号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書【間接補助事業用】

１　地域密着型サービス等整備助成事業

（１）整備事業の概要

ア　整備事業計画の名称

イ　整備事業の目的及び効果

（２）整備事業の内容

整備施設種別	施設数又は整備床数 ※２	間接補助対象経費	補助金交付申請額	合築・併設を行う施設の種別　※１
合計				

※１　地域密着型特別養護老人ホーム整備の際、認知症高齢者グループホーム又は小規模多機能型居宅介護事業所との合築・併設を行う場合に記載すること。

※２　小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては宿泊定員数とする。

（３）事業開始（予定）年月日

（４）事業完了（予定）年月日

２　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

（１）対象施設の概要

ア　施設区分

イ　施設の名称及び所在地

ウ　事業の目的及び効果

エ　運営主体

オ　定員（小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員）

カ　開設年月日

キ　準備期間

３　事業計画（実績）

ア　経費内訳

（ア）主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（イ）工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（ウ）その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

小　計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（エ）開設準備経費　　円

合　計　　円

イ　財源計画（実績）

（ア）県補助金　　円（様式第１号Ｇ欄による）

（イ）市町村補助金　　円

（ウ）設置者負担金　　円

（内訳）自己資金　　円

寄附金　　円

合　計　　円

ウ　その他参考事項

（添付資料）

・様式第２－４号

・様式第２－５号（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に限る。）

・経費内訳について算出根拠が分かるもの（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に限る。）

※県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－３－２号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書
【介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業用（間接補助事業用）】

１　介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

（１）大規模修繕・耐震化整備施設の概要

ア　施設区分

イ　施設の名称及び所在地

ウ　事業の目的及び効果

エ　運営主体

オ　定員

カ　事業開始（予定）年月日

キ　事業完了（予定）年月日

（２）（参考）創設を行う介護施設等の概要

ア　施設区分

イ　施設の名称及び所在地

ウ　事業の目的及び効果

エ　運営主体

オ　定員

カ　事業開始（予定）年月日

キ　事業完了（予定）年月日

２　事業計画（実績）

ア　経費内訳

（ア）主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（イ）工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（ウ）その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

合　計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　財源計画（実績）

（ア）県補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（イ）市町村補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（ウ）○○負担（補助）金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（エ）設置者負担金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

寄附金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

合　計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　施工計画（実績）

（ア）直営・請負の別

（イ）契約年月日

（ウ）着工年月日

（エ）竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

※県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－３－３号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書
【既存施設のユニット化改修用】

１　事業の概要

（１）事業計画の名称

（２）事業の目的及び効果

（３）施設の種別、名称及び所在地

（４）設置主体及び経営主体

（５）施設の定員

（６）改修区分　※いずれかに○をしてください。

（　個室→ユニット化　・　多床室（ユニット型個室的多床室を含む）→ユニット化　）

２　事業計画

（１）施設の規模及び構造

（ア）建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿＿＿㎡、延面積　＿＿＿＿＿＿㎡

（イ）建物の構造　　（＿＿＿＿＿＿造）

（ウ）整備床数　　改修前（多床室＿＿＿＿＿＿床、個室＿＿＿＿＿＿床）

改修後（多床室＿＿＿＿＿＿床、個室＿＿＿＿＿＿床）

（エ）ユニット数　　改修前（＿＿＿＿＿＿ユニット）

改修後（＿＿＿＿＿＿ユニット）

（２）整備費内訳

ア　主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　小計（本体工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　合計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は理由を記載すること。

（理由）

（３）財源内訳

ア　県補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　○○負担（補助）金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

寄附金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　合　　計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（４）施工計画

ア　直営・請負の別

イ　契約年月日

ウ　着工年月日

エ　竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

・各室ごとの面積表

※主体工事に補助対象外の事業整備が含まれる場合は補助対象と補助対象外部分を按分した面積表を添付すること。

・ユニットの区分が確認できる資料

・県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－３－４号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書
【介護施設等の看取り環境の整備事業用（間接補助事業用）】

１　事業の概要

（１）事業計画の名称

（２）事業の目的及び効果

（３）施設の種別、名称及び所在地

（４）設置主体及び経営主体

（５）施設の定員

２　事業計画

（１）施設の規模及び構造

（ア）建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿＿＿㎡、延面積　＿＿＿＿＿＿㎡

（イ）建物の構造　　（＿＿＿＿＿＿造）

（ウ）整備施設数　　（＿＿＿＿＿＿数）

（２）設備の内容及び金額

ア　　内訳

イ　　金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（３）整備費内訳

ア　主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　小計（本体工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　設備整備費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

カ　合計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は理由を記載すること。

（理由）

（４）財源内訳

ア　県補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　市町村補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　○○負担（補助）金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

寄附金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　合　　計　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（５）施工計画

ア　直営・請負の別

イ　契約年月日

ウ　着工年月日

エ　竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

・県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－３－５号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書

【介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業用
（簡易陰圧装置の設置・ゾーニング環境等の整備・多床室の個室化）
（間接補助事業用）】

１　事業の概要

（１）事業計画の名称

（２）事業の目的及び効果

（３）施設の種別、名称及び所在地

（４）設置主体及び経営主体

（５）施設の定員数

２　事業計画

（１）施設の規模及び構造

（ア）建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿＿＿㎡、延面積　＿＿＿＿＿＿㎡

（イ）建物の構造　　（＿＿＿＿＿＿造）

（ウ）整備床数　　（＿＿＿＿＿＿床）

（２）整備費内訳

ア　主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　小計（本体工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　合計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は理由を記載すること。

（理由）

（３）財源内訳

ア　県補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　市町村補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　○○負担（補助）金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

寄附金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　合　　計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（４）施工計画

ア　直営・請負の別

イ　契約年月日

ウ　着工年月日

エ　竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

・県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

様式第２－３－６号（第５条、第１６条関係）

年度　介護施設等の整備に関する事業計画（報告）書
【介護職員の宿舎施設整備事業用】

１　事業の概要

（１）事業計画の名称

（２）事業の目的及び効果

（３）宿舎を利用する職員が従事する施設の種別、名称及び所在地

（４）設置主体及び経営主体

（５）施設の定員

（６）宿舎の区分　※いずれかに○をしてください。

（　外国人職員専用　・　外国人職員専用ではない　）

２　事業計画

（１）宿舎の規模及び構造

（ア）建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿＿＿㎡、延面積　＿＿＿＿＿＿㎡

（イ）建物の構造　　（＿＿＿＿＿＿造）

（ウ）整備床数　　（＿＿＿＿＿＿床）

（２）整備費内訳

ア　主体工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

ウ　小計（本体工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　その他工事費　＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　合計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は理由を記載すること。

（理由）

（３）財源内訳

ア　県補助金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　県補助金（上乗せ）　＿＿＿＿＿＿＿＿円　※外国人職員専用の場合

ウ　○○負担（補助）金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

エ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

寄附金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

オ　合　　計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（４）施工計画

ア　直営・請負の別

イ　契約年月日

ウ　着工年月日

エ　竣工年月日

（添付資料）

・関係図面の写し（配置図、改修前・後の平面図等）

※拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

・県内事業者への発注が困難である場合はその理由を添付すること。

・外国人専用宿舎の場合、外国人職員の入居見込みがわかる資料を添付すること。

様式第2-4号

地域密着型サービス施設等整備計画書

市　町　村　名			
日常生活圏域名		整備対象施設	

1．新設する施設・事業所の情報について

事　業　者　名			
法　人　種　別		開設予定年月日	平成　　年　　月　　日
所　在　地		利用者(※定員)数(人)	

併設（予定）の施設・事業所の状況　（介護・医療サービスに限る）

事業（サービス）名	利用者(定員)数(人)

・利用者(定員)数欄については、短期入所・居住・施設系サービスについては利用(入所)定員数を、その他サービスは利用実人員を記載すること。
・小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所は宿泊定員を記載すること。
・事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。

施設・事業所の整備に際しての公募の条件について

公募の際の条件の有・無	

有の場合：公募の際に施設の併設等の条件を付している場合は、その内容・施設種別等について詳細に記載すること。

2．新設する施設・事業所がサービスを提供する圏域の情報について

第１号被保険者数（人）	

平成　　年　　月時点

	総数	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
在宅要介護認定者数（人）						
うち独居・高齢者のみ世帯の者（人）						

・　把握できる直近のデータを記載すること。

3．新設する施設・事業所の整備予定地周辺の既存の類似施設・事業所の整備状況及び利用状況について

事業（サービス）種別	法人種別	開設年月日	利用者（定員）数	利用率（※）

・利用者（定員）数欄については、短期入所・居住・施設系サービスについては利用（入所）定員数を、その他サービスは利用実人員を記載すること。
・事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。

（※）利用率が低調（50%未満程度）となっている場合の施設の状況及び今後の利用率の見込について考察し、記載すること。

・利用率の定義：小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所以外の場合（実際の延べ入所・利用者数）／（開所日数×入所・利用定員）
・利用率の定義：小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の場合（実際の登録数）／（施設の登録定員）

4．３の利用状況を踏まえた、新設する施設・事業所の需要見込みについて

年間見込総数（人）		各月の延利用者（登録利用）数見込み（人）												
開設初年度		月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者（登録定員）数見込みを記載すること。年度途中での開設の場合は、開設月以降の見込みを記載すること。		見込数												
２年度目		月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
※当該事業の「２年度目」における各月の延利用者（登録利用者）数見込みを記載すること。		見込数												

5．４で算出した需要見込人数の方法について（既存の地域密着型施設等の利用状況の勘案など）

6．施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

担当課・係名		担当者名		連絡先（直通）		メールアドレス	

様式第２－５号

年度介護施設等の施設開設準備経費等支援事業経費内訳

施設の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

経費内訳	年　月　日～ 年　月　日	年　月　日～ 年　月　日	年　月　日～ 年　月　日	年　月　日～ 年　月　日	年　月　日～ 年　月　日	年　月　日～ 年　月　日	年　月　日～ 年　月　日	合計
ア　需用費								
イ　使用料及び賃借料								
ウ　備品購入費								
エ　報酬								
オ　給料								
カ　職員手当等								
キ　共済費								
ク　賃金								
ケ　旅費								
コ　役務費								
サ　委託料								
シ　合計								

※月ごとに記載すること

様式第3号(第5条、第12条関係)

年度鳥取県地域医療介護総合確保基金事業(介護分)収支予算(決算)書

(申請者名)

1 収入の部 (単位:円)

区　分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備　考
県補助金				医療介護基金
合　計				

2 支出の部 (単位:円)

区　分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備　考
合　計				

様式第４号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

職　　氏　　名

年度鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額　　金　　円
(2) 交付決定額　　金　　円

３　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付要綱（平成２７年９月２日付第２０１５０００８０６００号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第３条第２項及び第６条第３項の規定を適用して算定した額と、前記２の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成２６年９月１２日付老発０９１２第１号厚生労働省老健局長通知）の規定に従わなければならない。

様式第5号（第10条関係）

年　　月　　日

職　　氏　　名　　様

住　所
申請者　氏　名
（団体にあっては、名称及び代表者の職・氏名）

年度鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金の事業遂行状況報告書

年　月　日付第　　号をもって交付決定を受けた標記について、別表のとおり報告します。

別表（様式第５号関係）

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金による施設の工事遂行状況報告

（申請者名）

事業分類	事業区分	施設の名称	事業実施主体	交付決定額 (A)	１２月末日までの出来高 (B)	３月末日までの出来高見込 (C)	繰越見込高（又は翌年度実施見込高） (D)=100-(C)	繰越見込額（又は翌年度実施見込額） (E)=(A×D)	備　考
				円	%	%	%	円	
合　計									

１　「事業分類」欄には、別表１の第１欄又は別表２の第１欄に掲げる事業分類を記載すること。

２　「事業区分」欄には、別表１の第２欄又は別表２の第２欄に掲げる補助事業又は間接補助事業を記載すること。

様式第6号（第12条関係）

年　　月　　日

職　　氏　　名　　様

住　所
申請者　氏　名
（団体にあっては、名称及び代表者の職・氏名）

年度鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金
年度終了実績報告書

年　月　日付第　　号をもって交付決定を受けた標記について、関係書類を添え別表のとおり報告します。

別表（様式第６号関係）

（申請者

事業分類	事業区分	施　設　名	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		事業実施期間		適　　要
			事　業　費	交　付　金 交付決定額	事業費支払 実績見込額	交付金受入額	事　業　費	交付金額	着手年月日	完了予定 年 月 日	
			円	円	円	円	円	円			
合　　計											

１　「事業分類」欄には、別表１の第１欄又は別表２の第１欄に掲げる事業分類を記載すること。

２　「事業区分」欄には、別表１の第２欄又は別表２の第２欄に掲げる補助事業又は間接補助事業を記載すること。

３　「翌年度繰越額」は、翌年度実施見込額を含む。

様式第7号（第12条関係）

年　　月　　日

職　　氏　　名　　様

住　所
申請者　氏　名
（団体にあっては、名称及び代表者の職・氏名）

年度鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金
仕入控除税額報告書

　　年　月　日付第　　号により交付決定があった鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金について、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付要綱（平成27年9月2日第201500080600号鳥取県福祉保健部長通知）第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　補助金の確定額　　金　　円

2　実績報告時に減額した消費税仕入控除税額　　金　　円

3　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　　金　　円

4　補助金返還相当額（3－2）　　金　　円

※詳細は別紙及び添付書類のとおり

（別紙）

年度鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金に係る仕入控除税額

1　施設名

2　開設者氏名

3　施設の所在地

4　補助事業名

5　補助金確定（見込）額

円

6　仕入控除税額の概要

（1）補助金の使途の内訳　　（単位：円）

区　　分		課税仕入			非課税仕入使用分	合　計
		課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
経費の内訳						
	合　　計					

（2）課税売上割合

（3）仕入控除税額

（注）確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。